明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三十四　N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―ヘキシル―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類	（新設）
三十五　（略）	三十三　N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―ペンチル―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
三十六～四十二　（略）	三十四～四十　（略）
四十三　（略）	四十一　七―アリル―Ｎ・Ｎ―ジエチル―四・六・六ａ・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―ｆｇ］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
四十四　二―（イソプロピルアミノ）―二―（三―メトキシフェニル）シクロヘキサノン及びその塩類	（新設）
四十五　（略）	四十二　一―（四―イソプロピルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類
四十六～百三　（略）	四十三～百　（略）
百四　（略）	百一　Ｎ・Ｎ―ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
百五　一―（二―ジエチルアミノ）エチル―二―（四―エトキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
百六　（略）	百二　一―（二―ジエチルアミノ）エチル―五―ニトロ―二―（四―プロポキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類
百七～二百七十四　（略）	百三～二百七十　（略）
二百七十五　（略）	二百七十一　メチル＝二―［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―ピロロ［二・三―ｂ］ピリジン―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類
二百七十六　Ｎ―メチル―一―（五―メチルチオフェン―二―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類	（新設）
二百七十七　（略）	二百七十二　三―メチル―二―（四―メチルフェニル）モルフォリン及びその塩類
二百七十八～三百二十　（略）	二百七十三～三百十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）（配送料別）